

「2016年度から始まった学校健康診断における運動器検診の現状と課題」

慶應義塾大学保健管理センター 徳村光昭

生徒の健康や発育の状態をチェックする学校健康診断は社会環境や健康課題の変化に合わせて内容の見直しが行われ、2016年度からは新たに「運動器検診」が必須項目に加えられました。

「運動器検診」は、身体を動かすのに必要な骨、関節、筋肉、靭帯などの「運動器」について、その形態や発育、運動機能を調べる検診です。成長期の子どもの運動器は柔軟性に富みしなやかさに優れる一方で、成人に比べて強度が十分でなく、損傷を受けやすい特徴があります。そのため、スポーツ活動で酷使うことにより、骨・軟骨などの傷害が起こることが少なくありません。私達の調査（2012～2017年度）では、小学生の9.1～10.0%、中学生の13.2～19.8%が何らかの運動器の問題点を抱えており、大半が「使い過ぎによる運動器疾患」です。これらの中には初期対応を誤ると後遺障害を残す可能性の高い疾患も含まれており、子どもの運動器疾患は早期発見、早期対応が何よりも大切です。運動器検診では、「運動器検診保健調査票による問診調査」および「学校健診時の運動器診察」において問題点があり、未だ医療機関を受診していない人に対して、二次検診として整形外科専門医への受診を指示しています。

ところが、子どもやその保護者に運動器疾患についての十分な知識がない場合には、二次検診対象者になっても「スポーツに筋肉痛や関節痛はつきもの」と考えて、きちんと整形外科を受診しない人も多くみられます。運動器疾患の早期発見、早期診断には、運動器検診だけではなく、教育啓発活動による運動器疾患に関する知識の普及が必要です。私達の経験では、整形外科専門医を学校へ招いて子どもや保護者を対象として運動器疾患に関する教育講演を開催した結果、運動器に自覚症状がある人の中で自発的に医療機関を受診する人の増加が確認されています。「使い過ぎによる運動器疾患」には痛み、変形、可動制限などの自覚症状があることから、運動器検診で「病気をみつける」のではなく、運動器検診をきっかけに自覚症状から「病気に気づかせる」ことが大切です。